

1-② 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策の推進

【重点事業】

生活困窮者自立支援法は平成27年4月に施行し、複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、福祉事務所設置自治体を実施主体として地域のネットワークによる包括的な相談支援や就労支援、学習支援等とその支援を通じた地域づくりがめざされています。同法は施行後3年をめどに必要な見直しを行うこととされていますが、平成28年度の国予算においても、「子どもの学習支援事業の充実・強化」として高校中退防止と家庭訪問の取組みの強化が盛り込まれており、東京都でも平成28年度から「子供の居場所創設事業」、「子ども・若者貧困研究センター」と連携した対策の推進に取り組んでいくこととなっています。学習支援や食という個別の支援の提供に限らず、地域において低所得世帯の子ども等の背景にある課題をふまえた場づくりが今、求められています。

東社協では、生活福祉資金貸付事業等の中でも、特に教育支援資金や受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付件数は増加の傾向にあります。また、東社協のさまざまな部室において児童福祉施設退所者や経済的な理由により進学が困難な家庭を対象に奨学金の給付を実施していますが、これらの貸付や給付を経て進学した後、自立生活を送っていくためには何らかの支えが必要なケースが少なくないことが共通課題になっています。さらに、平成25～27年度の「東社協 第3期3か年計画」では、「低所得世帯の子ども等の支援のしくみプロジェクト」に取組み、高校進学後の情報支援冊子『これからのことで悩んでいるあなたへ』を作成するとともに、適切な支援に結びつくための居場所の機能のあり方の調査研究に取り組みましたが、残された課題は、①低所得世帯の子ども等の抱える課題を適切にアセスメントし、経済的な支援に限らず必要となる支援に結びつける必要がある、②子どもの貧困対策の取組みは地域が増えてきているものの、既存の地域社会における理解と支援のもと、低所得世帯の子ども等の育ちを支える地域づくりが求められている、となっています。また、第3期に取組んできた「居場所づくり」の視点も地域福祉活動の強化として推進する必要があります。

このような課題をふまえ、本事業では、生活困窮者自立支援法の見直しへの対応も見据え、東社協が実施している各事業が連携しながら、必要となる取組みを検討、実施、提言を行います。

1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）

- 「子どもの貧困対策」を改めて地域における課題としてとらえ直し、低所得世帯の子どもや児童福祉施設退所者が自立に向けて必要となる支援に確実に結びつくとともに、地域社会とともにその解決に取り組むことのできる地域づくりをめざす。
- (1)の取組みをもとに、生活困窮者自立支援法の見直しや福祉事務所設置自治体による取組みに対して必要となる提言を行い、区市町村社協による地域福祉活動や社会福祉法人による地域公益活動等と連携した地域のネットワークによる個別支援と地域づくりのできる地域社会の構築をめざす。

2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点

- 東社協の実施する子どもの貧困対策に関わるさまざまな事業を通じて把握された課題を地域社会において解決するために必要となる提言を行う。
- 生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業の受託の有無に限らず、区市町村社協が必要となる取組みを実践できるよう、各地域における取組みを支援する。

(1) 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策プロジェクト

中期事業目標	東社協で複数の部室で取組んでいる子どもの貧困に関わる貸付・給付事業が相互に連携し、その実施状況をふまえて区市町村社協の地域福祉活動とも連携した必要となる取組みを明らかにし、生活困窮者自立支援法の見直し等に対する提言を行う。		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中期実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○局内プロジェクトの設置 ○関係機関によるプロジェクトの設置・運営 ○低所得世帯の子ども等の背景にある課題の把握 ○生活困窮者自立支援法の実施状況に関する調査 ○社協部会による生活困窮者自立支援制度実施社協事例検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ○提言活動 ○支援に必要なツールの開発 ○地域における理解の促進 ○社協部会による社協職員研修への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における取組みの支援と普及

◎所管部室：総務部・福祉資金部・地域福祉部ならびに関連部室、○充当財源：自主財源

<事業の概況>

